

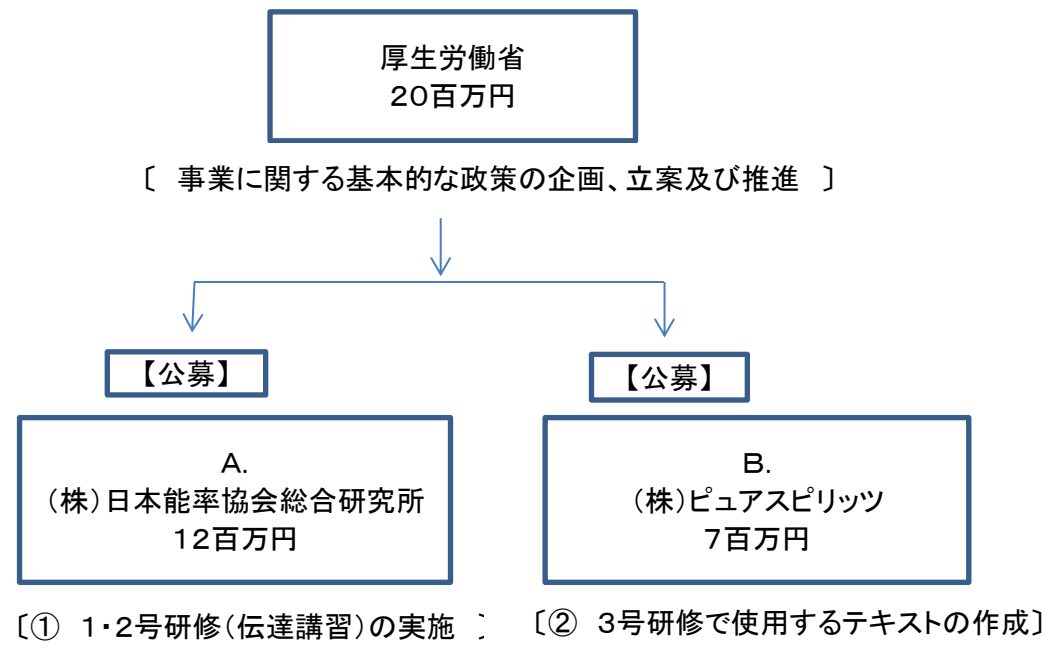
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	喀痰吸引等指導者講習事業		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度のみ		担当課室	福祉基盤課		友藤 智朗	
会計区分	一般会計		政策・施策名	VII-4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	社会福祉士及び介護福祉士法 附則第8条		関係する計画、通知等	社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)(平成23年11月11日社援発1111第1号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成24年度より、社会福祉士及び介護福祉士法において、一定の研修を終えた介護職員による医行為の実施が認められたところ。喀痰吸引等研修の講師は医師、保健師、助産師、看護師の資格を有する者と定められているが、これに加えて、介護職員等に対する喀痰吸引等研修で教授すべき内容について見識を有する者が望ましいと通知で示していることから、これら講師の育成に資する講習等を実施するものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①(不特定の者に対して喀痰吸引等の行為を行うための研修(第1・2号研修)に係る指導者講習。以下、「①」と記載する。)国が事業を委託する業者により、2日間にわたる講習会を開催する。講習会は東日本、西日本の2つのブロックに分け、それぞれ1回ずつ開催する。介護職員に対する喀痰吸引等研修は、法令において講義、演習、実地研修からなるものと規定されているが、本講習会ではその各々の段階において指導すべき内容等について教授し、演習では実際にシミュレーターを用いた学習を行う。 ②(特定の者に対して喀痰吸引等の行為を行うための研修(第3号研修)に係る指導者講習。以下、「②」と記載する。)たんの吸引等の研修指導者となる者が指導方法を学習するための教材(指導者マニュアル・DVD)及び各都道府県において実施する研修で使用する研修用テキストの再編集等を行い、その教材を各都道府県に配布し、教材による学習をフォローアップするための質問窓口を設置する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算			20		
		繰越し等					
		計			20		
	執行額			20			
	執行率(%)			100			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(24年度)
	①講習修了者数 ②たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等については、各自治体において研修ニーズに応じて養成されるものであるから、国で一律の目標は定めていない。		成果実績	—	—	①462人 ②—	①500人 ②—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	①講習修了者数 ②養成された指導者数		活動実績(当初見込み)	—	—	①462人 ②集計中のため数値未確定 (①500人 ②—)	—
単位当たりコスト	①26,561(円/人) ②—		算出根拠	①実績額12,271千円を講習修了者462名で除した数 ②—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	計						

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	研修を受けた介護職員による医行為の実施が法制度化されたが、安全に行うを実施するために、研修の質の担保が必要である。本事業では講師の質向上をもって、研修の質向上に資することを目的としているが、研修の内容を全国で統一するために、その講師の育成は国で実施すべきものと考えている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	事業実施団体は公募により決定しており、支出先の選定は妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	平成24年度から始まった新しい制度であり、制度の普及・定着を図るために行うものであり、負担関係は妥当である。受益者は都道府県において研修の指導者となり、制度の円滑な施行に寄与するものである。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業実績額に見合う活動成果をあげている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	会場借料等の真に必要なものに限定している。指導者マニュアル等の作成にあたっては、経費明細書により、費用・使途が真に必要なものか確認している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	平成24年度から始まった新しい制度であり、国が主導して実施する必要性があったものである。指導者マニュアル等を配布することによっても、より多くの指導者を養成することができている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	概ね見込みに見合ったものである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本研修修了者が各都道府県における喀痰吸引等研修の講師として研修を実施しており、十分に活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>・平成24年度より研修を受けた介護職員による医行為の実施が法制度化され、安全に行うを実施するために研修の質の担保が必要である。本事業では講師の質向上をもって、研修の質向上に資することを目的としているが、研修の内容を全国で統一するため、その講師の育成は国で実施すべきであり優先度の高い事業である。</p> <p>・活動実績は、目標値500名に対し462名が講習を修了し(達成度93%)、修了者は、各自治体で喀痰吸引等研修の講師を担っており、本事業が十分活用されている。</p>				
外部有識者の所見					
外部有識者点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
平成24年度限りの事業					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	-	平成24年	新24-0037

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.株式会社 日本能率協会総合研究所			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
賃金	研修会準備	4			
会場借料	2会場分等	3			
印刷製本費	講義資料等	3			
雑役務費	DVD撮影等	1			
謝金	講師謝金	1			
計		12	計		0
B.株式会社 ピュアスピリッツ			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	DVD制作委託費等	3			
賃金	臨時職員賃金	3			
印刷製本費	テキスト・マニュアル等印刷	1			
計		7	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日本能率協会総合研究所	介護職員等がたんの吸引等の特定行為を実施する上で研修を受講することが必要となるが、この研修を受講する研修の講師、指導者となる者に対する講習(伝達講習)等を実施するもの	12	随意契約 (応募者数1)	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ピュアスピリッツ	たんの吸引等の研修指導者となる者が指導方法を学習するための教材及び研修で使用する研修用テキストの再編集等を行い、その教材を各都道府県に配布し、教材による学習をフォローアップするための質問窓口を設置するもの	7	随意契約 (応募者数2)	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					